

甲府市地域防災計画

総 則 編
風水害等対策編
地震対策編
資 料 編

令和8年4月

甲府市防災会議

〔目次〕

1. 総則編

第1章	計画の目的と編成	1
第2章	防災計画の性格	2
第3章	防災の基本方針、基本理念及び施策の概要	3

2. 風水害等対策編

第1章 風水害等対策編の概要

第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第2節	甲府市の概況	7

第2章 災害予防計画

第1節	防災組織の充実	13
第2節	防災知識の普及・教育に関する計画	16
第3節	防災訓練に関する計画	20
第4節	防災施設・資機材の整備計画	22
第5節	火災予防計画	25
第6節	山崩れ、地すべり等災害防止計画	29
第7節	建築物災害予防計画	44
第8節	文化財災害予防計画	45
第9節	原子力災害予防計画	46
第10節	特殊災害予防計画	48
第11節	情報通信システム整備計画	52
第12節	要配慮者対策の推進	55
第13節	災害・防災ボランティア支援体制整備計画	59
第14節	雪害予防対策	61

第3章 災害応急対策計画

第1節	応急活動体制	63
第2節	職員動員配備計画	77
第3節	広域応援体制計画	82
第4節	広域一時滞在計画	85
第5節	自衛隊災害派遣要請計画	87
第6節	県消防防災ヘリコプター出動要請計画	97
第7節	予報及び警報等の伝達計画	102
第8節	被害状況等報告計画	116
第9節	広報計画	122
第10節	災害通信計画	124
第11節	水防計画	126
第12節	消防計画	126
第13節	原子力災害応急対策計画	131
第14節	富士山の火山災害応急対策計画	133

第15節	緊急輸送計画	134
第16節	交通対策計画	136
第17節	災害救助法による救助	142
第18節	避難計画	150
第19節	医療助産計画	158
第20節	防疫計画	166
第21節	食料供給計画	168
第22節	生活必需物資供給計画	171
第23節	給水計画	174
第24節	教育計画	177
第25節	廃棄物処理計画	179
第26節	応急仮設住宅及び被災住宅の応急修理計画	181
第27節	救出計画	183
第28節	死体の捜索及び保護並びに埋葬計画	184
第29節	障害物除去計画	186
第30節	生活関連事業等の応急対策計画	188
第31節	労働力確保計画	193
第32節	民生安定事業計画	194
第33節	災害ボランティア支援受入計画	199
第34節	雪害対策計画	200
第35節	アスベスト(石綿)対応計画	202
第4章 災害復旧・復興対策計画		
第1節	計画の方針	203
第2節	激甚災害の指定に関する計画	204

3. 地震対策編

第1章 地震対策編の概要		
第1節	防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第2節	甲府市の概況	7
第3節	地盤と震害	7
第4節	甲府市における東海地震の被害	7
第5節	甲府市における有感地震	7
第6節	被害想定	8
第7節	南海トラフ地震及び首都直下地震対策	21
第2章 災害予防計画		
第1節	地震に強いまちづくりの推進	22
第2節	大震火災対策の推進	27
第3節	生活関連施設安全対策の推進	29
第4節	都市型災害の防止、軽減対策の推進	33
第5節	防災施設・資機材の整備計画	35
第6節	広域応援体制整備計画	35
第7節	防災意識の高揚及び自主防災組織活動の推進	37
第8節	災害・防災ボランティア育成強化計画	40
第9節	防災訓練に関する計画	40
第10節	要配慮者対策の推進	42

第3章 災害応急対策計画	
第1節 応急活動体制	43
第2節 職員動員配備計画	44
第3節 地震災害情報等の収集伝達計画	45
第4節 被害状況等報告計画	49
第5節 広域応援体制計画	49
第6節 広域一時滞在計画	49
第7節 自衛隊災害派遣要請計画	49
第8節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画	49
第9節 広報計画	50
第10節 災害通信計画	52
第11節 震災消防計画	52
第12節 緊急輸送計画	56
第13節 交通対策計画	56
第14節 被災建築物応急危険度判定計画	57
第15節 災害救助法による救助	59
第16節 避難計画	59
第17節 医療助産計画	59
第18節 防疫計画	59
第19節 食料及び生活必需物資供給計画	59
第20節 給水計画	59
第21節 教育計画	60
第22節 廃棄物処理計画	60
第23節 応急仮設住宅建設計画	61
第24節 救出計画	63
第25節 死体の捜索及び保護並びに埋葬計画	63
第26節 障害物除去計画	63
第27節 生活関連事業等の応急対策計画	64
第28節 労働力確保計画	64
第29節 民生安定事業計画	64
第30節 災害ボランティア支接受入計画	64
第31節 アスベスト対応計画	64
第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画	
第1節 南海トラフ地震に関する情報の種類	75
第2節 南海トラフ地震に関連する情報発表時の対策体制及び活動	77
別紙 東海地震に関する事前対策計画	
第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的	78
第2節 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時 (東海地震予知情報)の対策体制及び活動	79
第3節 情報の内容と伝達	82
第4節 広報活動	86
第5節 消防、水防活動	87
第6節 避難活動	89
第7節 市民生活防災応急活動	92
第8節 防災関係機関の講ずる措置	96
第9節 交通対策	100
第10節 事業所等対策計画	103

4. 資料編

第1節 防災関係施設

1. 防災関係機関及び連絡先一覧	1
2. 甲府市防災会議委員名簿	5
3. 医療機関一覧	6

第2節 条例等

1. 甲府市防災会議条例	9
2. 甲府市災害対策本部条例	10
3. 甲府市災害対策本部活動規程	11
4. 甲府市災害対策本部活動要領	13
5. 甲府市災害非常参集規程	15
6. 甲府市地震災害警戒本部条例	16
7. 甲府市地震災害警戒本部活動規程	17
8. 甲府市地震災害警戒本部活動要領	20
9. 甲府市災害対策本部初動体制職員要領	22
10. 甲府市災害救助条例	23
11. 甲府市災害救助条例施行規則	24
12. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表	28

第3節 協定書

○ 災害時相互応援協定一覧	35
1 都市間相互の協定書等	
1. 災害時における相互援助に関する協定書(首都圏県都)	44
2. 水道施設災害復旧等相互応援に関する協定書(小田原市)	45
3. 災害時における相互援助に関する協定書(小田原市)	46
4. 大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書(県下13市)	47
5. 災害時における相互応援に関する協定書(中部西関東市町村地域連携軸協議会)	49
6. 中核市災害相互応援協定書(中核市)	50
7. 災害時相互応援に関する協定書(磐田市)	51
8. 市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定書(20市1町)	52
9. 災害時相互応援に関する協定書(静岡市、長野市、上越市)	54
10. 山梨県・市町村被災者生活再建支援制度の関する協定書(山梨県)	55
11. 大規模災害時における相互応援に関する協定書(甲州街道沿道12市)	58
12. 山梨県における広域避難等に関する協定書(県内各市町村)	60
13. 甲府市と中央市における災害時等非常用連絡管の設置に関する協定書(中央市)	61
14. 山梨県災害廃棄物等の処理の関する相互支援協定	62
15. 渋谷区、甲府市及び茅野市災害時相互応援協定(渋谷区、茅野市)	63
2 協同組合、卸売市場、地方行政機関、民間企業等との協定書	
1. 災害応急復旧工事等に関する業務協定書(甲府市管工事協同組合)	65
2. 災害時における応急対策業務に関する協定書(甲府市建設安全協議会)	66
3. 災害時における物資の供給に関する協定書(株)岡島)	67
4. 災害時における物資の供給に関する協定書(株)オギノ)	68
5. 災害時における物資供給に関する協定書(市民生協やまなし)	69
6. 災害時における物資供給に関する協定書(生活クラブ生活協同組合)	70
7. 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書(山梨県トラック協会)	71
8. 災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書(赤帽山梨県軽自動車運送協同組合)	72
9. 災害防災情報等の放送に関する協定書(株)エフエム甲府)	73
10. 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書(株)レンタルのニッケン)	74
11. 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書(太陽建機レンタル(株))	75
12. 災害防災情報等の放送に関する協定書(株)日本ネットワークサービス)	76

13. 災害時における情報伝達手段の提供及び救援物資提供に関する協定書(コカ・コーラ イーストジャパン(株))	77
14. 災害時における石油燃料等の供給に関する協定書(山梨県石油協同組合)	78
15. 災害時における応急対策業務に関する協定書(甲府市電設協力会)	80
16. 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書(株)アクティオ)	81
17. 災害時における仮設資機材の供給に関する協定書(甲陽建機リース(株))	82
18. 災害時における応急対策業務に関する協定書(全国クレーン建設業協会山梨県支部)	83
19. 災害時における応急対策業務に関する協定書(協同組合甲府市造園協会)	84
20. 災害時における被害家屋状況調査に関する協定書(山梨県土地家屋調査士会)	85
21. 災害時における情報交換に関する協定書(国土交通省関東地方整備局)	86
22. 災害時における応急対策業務に関する協定書(山梨県消防設備事業組合)	87
23. 災害時における支援に関する協定書(国立大学法人山梨大学)	88
24. 災害時における支援に関する協定書(公立大学法人山梨県立大学)	89
25. 災害時における支援に関する協定書(山梨学院大学)	90
26. 災害時における支援に関する協定書(山梨英和大学)	91
27. 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書(甲府ホテル旅館協同組合)	92
28. 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書(湯村温泉旅館協同組合)	93
29. 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書(山梨県ビジネスホテル協会)	94
30. 災害時における応急対策業務に関する協定書(一社)甲府地区建設業協会)	95
31. 災害時における炊き出し等に関する協定書(株)東洋食品)	96
32. 災害時における炊き出し等に関する協定書(山梨県学校給食協同組合)	97
33. 災害時における氷の供給に関する協定書(山梨県氷雪組合)	98
34. 災害時における遺体の搬送等の支援に関する協定書(一社)山梨県トラック協会)	99
35. 災害時における物資の保管等に関する協定書(山梨県倉庫協会)	100
36. 災害時の医療救護活動に関する協定書(一社)甲府市医師会)	101
37. 災害時の歯科医療救護に関する協定書(一社)甲府市歯科医師会)	103
38. 災害時における応急医薬品等の優先供給及び医療救護活動に関する協定書(公社)甲府 市薬剤師会)	105
39. 災害時における支援協力に関する協定書(イオンビッグ(株))	107
40. 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書(厚生労働省山梨労働局)	108
41. 地域情報ポータルサイトにおける行政情報等の発信に関する協定書(株)フュー チャーリンクネットワーク、アルファシステムサービス)	109
42. 災害時におけるし尿等の収集運搬の協力に関する協定書(有)環境整備、昭和衛生 社、東八商事、クリーンライフ)	111
43. 災害時における応急活動の協力に関する協定書(株)坂本建運、千塚地区自治会連合 会)	112
44. 災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書(県エルピーガス協会甲府地区)	113
45. 災害時における応急活動の支援に関する協定書(山梨積水(株)、大田地区自治会連合 会)	114
46. 災害時における帰宅困難者に対する支援に関する協定書(帝京山梨看護専門学校)	115
47. 災害時における応急活動の支援に関する協定書(齋藤建設(株)、東地区自治会連合会)	116
48. 災害時における応急活動の支援に関する協定書(株)ホンダ四輪販売、国母地区自治 会連合会)	117
49. 災害時における応急活動の支援に関する協定書(株)早野組、里垣地区自治会連合会)	118
50. 災害時における炊き出し等に関する協定書(株)レパスト)	119
51. 災害時における炊き出し等に関する協定書(一富士フードサービス(株)関東支社)	120
52. 災害時等における山梨県立甲府第一高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書	121
53. 災害時等における山梨県立甲府西高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書	123
54. 災害時等における山梨県立甲府南高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書	125
55. 災害時等における山梨県立甲府東高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書	127
56. 災害時等における山梨県立甲府工業高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書	129
57. 災害時等における山梨県立甲府城西高等学校の避難所及び避難地の利用に関する協定書	131
59. 災害時における応急活動の支援に関する協定書(地建工業(株)、大里地区自治会連合 会)	133

60. 災害時における災害救助犬及びセラピードッグの出動に関する協定書(日本レスキュー協会)	134
61. 災害発生時における甲府市と日本郵便株式会社南関東支社との協力に関する協定書(日本郵便(株)南関東支社)	135
62. 災害時における応急活動の支援に関する協定書(宏和建设(株)、甲運地区自治会連合会)	136
63. 避難所等情報提供に関する協定書(ファーストメディア(株))	137
64. 災害時における相互協力に関する協定書(生活協同組合パルシステム山梨)	138
65. 大規模災害時における施設の使用に関する協定書(甲府警察署)	139
66. 災害時における量の提供に関する協定書(「5日で5000枚の約束。」プロジェクト)	140
67. 災害時における相互協力に関する協定書(甲府刑務所)	141
68. 災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定書(日本通運(株)山梨支店)	142
69. 災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定書(ヤマト運輸(株)山梨主管支店)	143
70. 災害時における物資の緊急輸送等の協力に関する協定書(富岳通運(株))	144
71. 災害時における支援物資の提供に関する協定書((一社)山梨県トラック協会、(有)藤本運送)	145
72. 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書(山梨県司法書士会)	146
73. 災害時における行政書士業務の協力に関する協定書(山梨県行政書士会)	147
74. 災害時における被害調査の支援に関する協定書(昭和測量(株))	148
75. 災害時等における人員搬送の支援に関する協定書((株)ジャネット)	149
76. 災害時等における人員搬送の支援に関する協定書(東邦航空(株))	150
77. 風水害時における山梨県立かえで支援学校の避難所の利用に関する協定書(山梨県立かえで支援学校)	151
78. 災害時等における支援に関する協定書(関東財務局・甲府財務事務所)	153
79. 災害時等における施設の使用に関する協定書(荒川ダム記念館管理組合)	155
80. 大規模災害時における法律相談業務に関する協定書(山梨県弁護士会)	157
81. 災害時相互応援に関する協定(全国公設地方卸売市場協議会)	158
82. 甲府市災害ボランティアセンターの運営に関する協定書(甲府市社会福祉協議会)	159
83. 災害時等における施設の使用に関する協定書(甲斐市)	160
84. 甲府市防災用備蓄食糧の活用に関する業務協定書(甲府市社会福祉協議会)	162
85. 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書((株)ゼンリン)	163
86. 災害時における応急活動の支援に関する協定書(長田組、穴切地区自治会連合会)	165
87. 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書((株)カインズ)	166
89. 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書(NPO法人コメリ災害対策センター)	167
90. 災害時における生活物資の供給協力に関する協定書(DCM(株))	168
91. 災害時における帰宅困難者の受入れ施設に係る管理協定(デュオヒルズ甲府管理組合)	169
92. 災害時における応急活動の支援に関する協定書(横河電機(株)、大里地区自治会連合会)	170
93. 災害時等における山梨県立中央高等学校の一時避難所の利用に関する協定書	171
94. 災害時における応急活動の支援に関する協定書((医)城東病院、琢美地区自治会連合会)	173
95. 災害時における応急活動の支援に関する協定書(鈴与商事(株)、東地区自治会連合会)	175
96. 災害時における遺体安置等の支援に関する協定書((株)ジットセレモニー)	176
97. 災害時における応急活動の支援に関する協定書(社会福祉法人和告福祉会、新田地区自治会連合会)	177
98. 災害時における応急活動の支援に関する協定書((株)クロスフォー、国母地区自治会連合会)	178

99.	災害時における物資の供給協力に関する協定書 ((株) ドン・キホーテ)	179
100.	災害時における応急活動の支援に関する協定書 ((株) 宗家日本印相協会、中道地区自治会連合会)	180
101.	災害時における施設利用の協力に関する協定	181
102.	災害時における車両等の異動に関する協定書 ((一社) 日本自動車連盟山梨支部)	182
103.	災害時における応急活動の支援に関する協定書 ((株) ジットセレモニー、石田地区自治会連合会)	183
104.	防災力向上にかかる相互協力に関する協定 (損害保険ジャパン (株))	184
105.	災害時における応急活動の支援に関する協定書 (損害保険ジャパン (株)、相生地区自治会連合会)	185
106.	災害時における棺及び葬祭用品の供給等並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書 (山梨県葬祭事業協働組合)	186
107.	災害に係る情報発信等に関する協定書 (ヤフー (株))	187
108.	災害時における応急活動の支援に関する協定書 ((株) エヌディエス、北新地区自治会地区連合会)	188
109.	災害時における応急活動の支援に関する協定書 (富岳通運 (株)、山城地区自治会連合会)	189
110.	災害時及び感染症発生時における消毒等の協定書 ((一社) 山梨県ペストコントロール協会)	190
111.	洪水等の緊急避難における高速道路区域の一時使用に関する協定	191
112.	災害時における応急活動の支援に関する協定 (山梨ダイハツ販売 (株)、甲運地区自治会連合会)	192
113.	災害時における応急活動の支援に関する協定 (山梨トヨペット (株)、里垣地区自治会連合会)	193
114.	災害時等における電力復旧のための連携等に関する基本協定 (東京電力パワーグリッド (株))	195
115.	山梨県ドクターヘリ緊急離着陸場に関する協定書 (山梨県立中央病院)	196
116.	災害時における応急活動の支援に関する協定書 (山梨スズキ販売 (株)、穴切地区自治会連合会)	197
117.	災害時等における山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園の一時避難所としての利用に関する協定 (山梨県立特別支援学校うぐいすの杜学園)	198
118.	災害時における応急活動の支援に関する協定 (地建工業 (株)、大国地区自治会連合会、大里地区自治会連合会)	200
119.	災害時における応急活動の支援に関する協定 (山梨県厚生農業協同組合連合会)	201
120.	災害時における応急活動の支援に関する協定 (株式会社サンワライフ保険、甲運地区自治会連合会)	202
121.	災害時における応急活動の支援に関する協定 (甲府市消防協力会)	203
122.	災害時における応急活動の支援に関する協定 (山梨職業能力開発促進センター、山城地区自治会連合会、大国地区自治会連合会)	204
123.	災害時における応急活動の支援に関する協定 (㈱W i n g、貢川地区自治会連合会)	205
124.	災害等における移動式宿泊施設等の提供に関する協定	206
125.	災害時における応急活動の支援に関する協定 (トヨタカローラ㈱、伊勢地区自治会連合会、湯田地区自治会連合会)	207
126.	災害時等における応急活動の支援に関する協定 (山梨県介護・福祉タクシー協力会)	209
127.	災害時における応急活動の支援に関する協定 ((株) センティス廿一)	210
128.	災害時における車両貸与等に関する応援協定 (山梨スズキ販売 (株)、スズキ (株))	211
参考.	災害時における放送要請に関する協定	213

第4節 避難場所 等

1.	避難所開設セット収納備品一覧	214
2.	災害時の指定避難場所一覧	215

3. 協定による一時避難所一覧	222
4. 福祉避難所一覧	224
5. 医療救護所一覧	228
6. 土石流発生に伴う避難場所	230
7. 事前避難対象地区(警戒宣言発令時)	231
8. 建設型応急住宅建設候補地	233

第5節 災害危険箇所

1. 地すべり防止区域一覧	234
2. 急傾斜地崩壊危険区域一覧	234
3. 山地災害危険地一覧	235
4. 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域一覧	240
5. 主たるため池の所在地及び整備状況	246
6. たん水防除施設	246
7. 重要水防区域一覧	247
8. 農業用取水堰及び水門一覧	251
9. 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧	253

第6節 備蓄・資機材

1. 食糧・生活必需品等の備蓄状況及び市防災倉庫所在地	255
2. 生活必需品調達に係る市内関係業者一覧	256
3. 災害時生活用水協力井戸	256
4. 非常用貯水槽(飲用)設置場所一覧	262
5. 配水池一覧	263
6. 応急給水車両及び機器材等の現況	264
7. 水防資機材数量表及び水防倉庫所在地	265
8. ごみ、し尿処理施設等一覧	266
9. 収集運搬車両一覧	267

第7節 輸送・通信・広報

1. 緊急通行(輸送)車両の標章及び確認証明書	268
2. 車両通行止標識	269
3. 有料道路を通行する車両の表示	270
4. 異常気象時における道路等通行規制基準	271
5. 県境における流入禁止規制	272
6. 緊急輸送道路一覧	272
7. ヘリポートの種類と基準	275
8. 離着陸場一覧	277
9. 公共建築物屋上番号表示一覧表	277
10. 防災行政用無線一覧	279
11. 上下水道局無線一覧	288
12. 市内無線局一覧	289
13. 衛星携帯電話配備場所一覧	293
14. 関東地方非常通信協議会構成機関一覧	294
15. アマチュア無線クラブ一覧	295
16. 報道機関一覧	295
17. 携帯型 I P 無線機一覧	296
18. 「東海地震に関連する情報」に伴う広報	297

第8節 消防・水防

1. 消防の組織	303
2. 消防水利一覧	304

3.	消防団の現況	305
4.	消防防災施設等整備計画	307
5.	銃砲火薬類施設	308
6.	火薬庫所有者一覧	308
7.	高圧ガス関係事業所一覧	309
8.	山梨県高圧ガス地域防災協議会防災事業所一覧(市内)	309
9.	簡易ガス事業者の名称、所在地、供給区域一覧	309
10.	危険物施設の状況	310
11.	毒物及び劇物取締法関係施設	310
12.	放射性同位元素等使用事業所	310
13.	雨量観測所一覧	311
14.	水位観測所一覧	311

第9節 文化財

1.	市内文化財一覧	313
2.	建造物の防災施設設備状況	319
3.	美術工芸品保存庫設置状況	320

第10節 地区防災計画作成自治会

1.	地区防災計画作成自治会	323
----	-------------	-----

第11節 様式

1.	動員名簿	329
2.	個人動員票	329
3.	「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式(甲府市)	330
4.	「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式(山梨県)	332
5.	「火災・災害等即報要領」に基づく被害報告様式	349
6.	県指定に基づく被害報告様式	371
7.	警戒宣言による避難状況等報告書(事前、緊急、発災後)	373
8.	「東海地震に関連する情報」発表時の報告・様式	374
9.	各種救助に係る様式	376
10.	災害救助用米穀の引渡要請書様式	383
11.	避難所運営関係書	384

第12節 その他

1.	大雨の基準地域メッシュ・コード図	386
2.	大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準値	389
3.	地震に関する一般知識	392
4.	気象庁震度階級関連解説表	395

總 則 編

第1章 計画の目的と編成

第1 目的

本市の北部及び南部の地域には土砂災害の危険地域が集中しているほか、地質的には盆地特有の複雑な地下構造を有し、地震、暴風、竜巻、豪雨、地すべり、洪水、崖崩れ、土石流など極めて多種の自然災害が発生しやすい自然条件下にある。

また、近年の異常気象、社会・産業構造の多様化に伴い、大規模災害の発生についても、その危険性が指摘されている。

平成18年3月1日に、中道町及び上九一色村北部地域との合併により、市域が約40.5km²拡大した。

中道地域は、近年甲府圏域のベッドタウンとして新住民の定住化が進んでいる。

上九一色地域は、芦川沿いの山に囲まれた地域であるが、地域内では行政の中心地であることから、国道沿いに住宅や商業、業務施設、行政機関が立ち並んでいる。

一方、中道地域、上九一色地域とも山間部であることから、急傾斜地崩壊危険箇所や土石流危険溪流等の土砂災害危険箇所も数多い。

災害の軽減には、恒久的な災害対策と災害時の効果的対応が重要であるが、これらは一朝一夕に成せるものではなく、国、県、市、公共機関、市民それぞれが防災に向けて積極的かつ計画的な行動と相互協力の地道な積み重ねにより達成するものである。

これらを踏まえ、「甲府市地域防災計画」は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定に基づき、本市の防災に関する基本的事項を総合的に定め、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、甲府市防災会議が策定する計画である。

第2 編成

この計画の編成は、次の4編からなる。

なお、地震対策編の各節において、風水害等対策編と内容が共通する計画については、風水害等対策編を準用することとし、地震対策編に規定があるものを除いては、風水害等対策編によるものとする。

総則編	風水害等対策編	地震対策編	資料編
-----	---------	-------	-----

第2章 防災計画の性格

第1 計画の性格

○ この計画は、市、県及び防災関係機関の防災業務の実施責任を明確にするとともに、これら関係機関相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示すものであり、その実施細目、マニュアル(実践的応急活動要領)等については、別途それぞれの機関の果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ関係機関が定める。

○ 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 第13条において、国土強靱化地域計画を国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとして定めることができると規定されている。市では令和3年3月に国土強靱化地域計画である「甲府市国土強靱化地域計画」を策定した。このため、甲府市国土強靱化地域計画の基本目標である、「人命の保護が最大限図られること」「社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること」「市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化」「迅速な復旧・復興」を踏まえ、地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図るものとする。

第2 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。

第3 防災計画の推進対策

1 市職員への周知徹底等

市の防災担当である防災企画課は、この防災計画を効果的に推進するため、他課との連携を図り、次の事項を実行するものとする。

- (1) 各種防災対策のマニュアルの作成や防災訓練等を通じた防災計画の職員への周知徹底
- (2) 防災対策、マニュアルの定期的な点検
- (3) 他計画(開発計画等)に対する防災の観点からのチェック

2 市民に対する防災意識の一層の高揚推進

この防災計画が効果的に推進されるためには、市職員のみならず、市民の防災に関する自覚と自発的協力を得ることが重要であり、市は、市民等の防災意識の高揚に一層の努力を傾注するものとする。

第3章 防災の基本方針、基本理念及び施策の概要

- 防災とは、災害が発生しやすい自然条件下にあって、人口の集中、高度化した土地利用、増加する危険物等の社会的条件をあわせ持つ本市の地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護する、行政上最も重要な施策である。
災害の発生を完全に防ぐことは不可能であるが、災害時において発生し得る被害を最小化するための「減災」への取り組みと、被害の迅速な回復を図る「復興」の考え方を防災の基本理念としていく必要がある。
- いつどこでも起こり得る災害による、人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要である。このため、国が決定した国民運動の推進の主旨を踏まえ、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行い、その推進にあたっては、時機に応じた重点課題を設定し課題解決に積極的に取り組むとともに、関係機関等の連携の強化を図ることが必要である。
- 災害対策の実施にあたっては、関係機関はそれぞれの果たすべき役割を的確に実施していくとともに、相互に密接な連携を図るものとする。併せて住民一人ひとりが自ら行う防災活動や、地域の防災力向上のために自主防災組織及び地域の事業者等が連携して行う防災活動を促進することで、関係機関、住民等が一体となって最善の対策を取る必要がある。
- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、国内観測史上最大のモーメントマグニチュード9.0を記録し、地震により発生した大津波や原子力発電所の事故は、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸部に甚大な被害をもたらした。また、この災害では、適切な災害予防対策及び応急対策により防ぎえた死があったことや、二次的健康被害への住民の関心も高まった。本市においては、切迫性が指摘されている東海地震や南海トラフ地震などの大規模地震等の発生が懸念されることから、日頃から市民の生命と暮らしを守るための備えをしておかなければならない。このため、東日本大震災など、多くの大災害の様々な教訓を生かすとともに、本市の地域特性を踏まえ、災害による被害を最小限にとどめられるよう、具体的な防災施策を実施していく必要がある。
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策等の決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立することが必要である。
- 防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、それぞれの段階において国、県、市、公共機関、市民等が一体となって最善の対策をとることが被害の軽減につながる。なお、災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進するものとする。
- 災害に対する備えとして、県、市町村、公共機関等の災害予防責任者は、法令又はそれぞれ防災計画の定めるところにより、必要な物資及び資材の備蓄を図るとともに、応援・受援体制の確立に向け、相互応援に対する協定の締結、共同防災訓練の実施その他必要な措置を講じ、円滑な相互応援が図られるよう努めるものとする。また、市は県に対して必要に応じて協定を締結すべき相手方などについて助言を求めるものとする。
- 新型コロナウイルス感染症流行時の経験を踏まえ、災害対応にあたる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

各段階における基本理念及びこれにのっとり実施すべき施策の概要は、次のとおりである。

第1 災害予防

- 1 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業及び市街地再開発事業等による災害に強いまちの形成並びに公共施設、ライフライン機能の安全性の確保等を行う。
- 2 発災時の災害応急対策及びその後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、平常時から施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関(保健医療、民間企業、ボランティア、NPO

及びNGO等を含む)相互の協力体制の構築に向けた、共同の防災訓練及び協定の締結等を行う。

- 3 市民の防災活動を促進するため、市民への防災思想・防災知識の普及、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、並びに自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備連携体制の強化、事業継続体制の構築等企業防災の促進等を行う。
- 4 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することが予測されることから、帰宅困難者対策に対し「むやみに移動を開始しない」という基本原則と安否確認手段について、平常時から積極的に広報するものとする。また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促すなど、帰宅困難者対策を行なう。
- 5 複合災害(同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象)の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

第2 災害応急対策

- 1 南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、市民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。
- 2 発災直後の被害規模の早期把握、災害に関する情報の迅速なる収集及び伝達並びにそのための通信手段の確保を行う。
- 3 被災による市町村の行政機能の低下等により被災状況の把握等が行えないと認められる場合、県は被災情報の収集に意を用いる。
- 4 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体及び防災関係機関等から応援を受けることができるよう、受援計画を策定し、受援先などの指定、連絡調整体制、応援機関の活動拠点等、必要な準備を整える。
- 5 災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時必要になる人材や資機材等を必要な場所に投入するための事前準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから事業継続計画を策定し、業務継続性の確保を図る。
- 6 災害の拡大を防止するための消火・水防等の災害防止活動を行う。
- 7 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者(以下、「要配慮者」という。)に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- 8 被災者に対する救助・救急活動と、負傷者に対する迅速かつ適切な保健医療活動を行う。
- 9 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、道路啓開等による交通の確保並びに優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- 10 被災者について避難先から安全な避難所への誘導、避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供など避難収容活動の調整等を行う。
- 11 被災者の生活維持に必要な食料、飲料水及び生活必需品等の調達、供給を行う。
- 12 被災者の健康状態の把握や福祉的な支援、並びに必要に応じた救護所の運営、巡回健康相談チームの編成・派遣、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動及び迅速な遺体の処理等を行う。
- 13 防犯活動等による社会秩序の維持、物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- 14 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- 15 流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断と行動を促すため、放送事業者、新聞社等の報道機関及びポータルサイト・サーバー運営業者の協力を求めながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- 16 二次災害の危険性を見極め、市民の避難など適切な応急対策を行うとともに、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。
- 17 ボランティア、義援物資、義援金、県内外からの支援の適切な受入れを行う。
- 18 災害対応業務に従事する職員の健康管理等を徹底する。

第3 災害復旧・復興

- 1 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。
- 2 被災施設の迅速な復旧を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- 3 二次災害の防止とより快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- 4 迅速かつ適切ながれき処理を行う。
- 5 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- 6 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援を行う。
- 7 災害復旧や災害からの復興に必要な事前準備を行う。

第4 国、県等との連携

大規模災害にも対応しうる即応体制を充実強化するため発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、国、県、市等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図る。また、相互支援体制や連携体制の整備に当たっては、実効性の確保に留意する。

県及び市は、国〔内閣府等〕と連携して、避難生活に必要な物資の備蓄、避難所環境の整備、地域のボランティア人材の確保・育成や災害発生時における官民連携の強化など、地域防災力の向上に努めるものとする。